



## 追 加 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 104 号	盛岡市立向中野小学校屋内運動場建設（建築主体）工事に係る請負契約の 締結について……………	1
議案第 105 号	議決の変更について……………	2

議案第 104 号

盛岡市立向中野小学校屋内運動場建設（建築主体）工事に係る請負契約の締結について

盛岡市立向中野小学校屋内運動場建設（建築主体）工事について次により請負契約を締結するものとする。

平成23年6月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- |   |         |                           |
|---|---------|---------------------------|
| 1 | 契約工事の名称 | 盛岡市立向中野小学校屋内運動場建設（建築主体）工事 |
| 2 | 契約の方法   | 一般競争入札                    |
| 3 | 契約の金額   | 金 247,800,000円也           |
| 4 | 契約の相手方  | 株式会社昭和建設 代表取締役 高橋 幸雄      |

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 105 号

議決の変更について

平成22年12月22日議会の議決を得た議案第 124号盛岡市立厨川中学校校舎改築（建築主体）第2期工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

平成23年6月23日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

契約金額「665,626,500円」を「738,033,450円」に改める。

提案理由

盛岡市立厨川中学校校舎改築（建築主体）第2期工事の一部設計変更に伴い契約を変更するものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。